

紀美野町第4回定例会会議録

令和7年12月10日（水曜日）

○議事日程（第3号）

令和7年12月10日（水）午前9時00分開議

- 第 1 議案第 84号 紀美野町職員の旅費条例の一部を改正する条例について
- 第 2 議案第 85号 紀美野町スポーツ公園条例の一部を改正する条例について
- 第 3 議案第 86号 紀美野町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 第 4 議案第 87号 紀美野町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の全部を改正する条例について
- 第 5 議案第 88号 紀美野町建設残土処理場条例の一部を改正する条例について
- 第 6 議案第 89号 紀美野町火災予防条例の一部を改正する条例について
- 第 7 議案第 90号 財産の無償譲渡について
- 第 8 議案第 91号 紀美野町過疎地域持続的発展計画の策定について
- 第 9 議案第 92号 紀美野町道路線の廃止について
- 第10 議案第 94号 副町長の選任の同意について
- 第11 議案第 95号 令和7年度紀美野町一般会計補正予算（第4号）について
- 第12 議案第 96号 令和7年度紀美野町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について
- 第13 議案第 97号 令和7年度紀美野町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第1号）について
- 第14 議案第 98号 令和7年度紀美野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について
- 第15 議案第 99号 令和7年度紀美野町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について
- 第16 議案第100号 令和7年度紀美野町のかみふれあい公園運営事業特別会計補正予算（第1号）について
- 第17 議案第101号 令和7年度紀美野町東部簡易水道事業会計補正予算（第2号）について

- 第18 議案第102号 令和7年度紀美野町西部簡易水道事業会計補正予算（第2号）
について
- 第19 請願第 2号 乗合タクシーの早期導入を求める請願について（委員長報告）
- 第20 陳情第 2号 町道松瀬線道路拡幅についての陳情について（委員長報告）
- 第21 発議第 3号 非核三原則の堅持を求める意見書案について
- 第22 議員派遣の件
- 第23 閉会中の継続調査の申し出について
（総務文教常任委員会）
（産業建設常任委員会）
（議会運営委員会）
（議会活性化特別委員会）
（議会広報特別委員会）
-

○会議に付した事件

日程第1から日程第23まで

○議員定数 12名

○出席議員

議席番号	氏名
1番	徳田拓嗣
2番	中原和也
3番	桐山尚己
4番	藤井基彰
5番	上柏皖亮
6番	埴谷高夫
7番	美野勝男
9番	向井中洋二
10番	伊都堅仁
11番	美濃良和
12番	七良裕光

○欠席議員

な し

○説明のため出席したもの

職 名	氏 名
町 長	小 川 裕 康
副 町 長	細 峪 康 則
教 育 長	中 野 卓 哉
総 務 課 長	曲 里 充 司
企 画 管 財 課 長	高 田 真 孝
住 民 課 長	森 谷 克 美
税 務 課 長	調 月 克 久
保 健 福 祉 課 長	森 谷 善 彦
子 育 て 推 進 課 長	黒 崎 智 帆
産 業 課 長	吉 見 將 人
建 設 課 長	中 前 貴 康
ま ち づ くり 課 長	米 田 和 弘
水 道 課 長	長 生 正 信
美 里 支 所 長	(米 田 和 弘)
消 防 長	井 川 豊 一
会 計 管 理 者	湯 上 増 巳
教 育 次 長	東 浦 功 三
代 表 監 査 委 員	菊 本 邦 夫

○欠席したもの

な し

○出席事務局職員

事 務 局 長 井 戸 向 朋 紀

事 務 局 書 記 西 本 貴 哉

開 議

○議長（七良裕 光） 皆さん、おはようございます。

これから、本日の会議を開きます。

（午前 9時00分）

○議長（七良裕 光） 昨日、議員提出議案として発議第3号が提出され、先ほど議会運営委員会で調査いただいた結果、本日の日程に追加し、提案説明の後、審議、採決を行うことになりましたので報告し、御了承願います。

それでは、日程に入ります。

本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第1 議案第84号 紀美野町職員の旅費条例の一部を改正する条例について

○議長（七良裕 光） 日程第1、議案第84号、紀美野町職員の旅費条例の一部を改正する条例について、議題とします。

これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（七良裕 光） これで質疑を終わります。

これから議案第84号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（七良裕 光） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（七良裕 光） これで討論を終わります。

これから議案第84号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（七良裕 光） 異議なしと認めます。

したがって、議案第84号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第2 議案第85号 紀美野町スポーツ公園条例の一部を改正する条例について

○議長（七良裕 光） 日程第2、議案第85号、紀美野町スポーツ公園条例の一部を改正する条例について、議題とします。

これから質疑を行います。

11番、美濃良和議員。

(11番 美濃良和 登壇)

○11番(美濃良和) おはようございます。1点お聞きしたいんですけども、この目的をもって、にぎやかになるということについてでございますけれども、何をもってにぎやかにするのか、それをどういうふうなことで目的達成のためにするのか。その辺のところについてお聞かせいただきたいと思います。

(11番 美濃良和 降壇)

○議長(七良裕 光) 東浦教育次長。

(教育次長 東浦功三 登壇)

○教育次長(東浦功三) おはようございます。

美濃議員の御質疑、目的の改正の中でにぎわいと魅力を創出する旨を加えました。それで何をもってそうなるのかということですが、今回のリニューアルにおいては、施設の更新も含め、あと宿泊機能も飲食機能も持たせることになります。

ですので、今まではスポーツをされる方だけの利用が多かったんですが、そこを利用の幅を広げ、そして誰でも気軽に飲食しに来ていただけたり、公園で遊んでいただけたり、あと宿泊についても泊まっていただける機能もありますので、それでもって、そこに泊まっていただいて、町を観光していただくというような使い方もございますので、そういった意味でにぎわいと魅力という文言を、目的を加えているところでございます。以上です。

(教育次長 東浦功三 降壇)

○議長(七良裕 光) 11番、美濃良和議員。

○11番(美濃良和) それについても、やはり具体的なところがなければならぬということで、進められているのではないんですか。せつかくのこの事業をお金もかけてやるんですから、もう少し目的がはっきりしているのではないかというふうに思いますけれども、そういうふうに一般のことも含めてということですが、どういふふうなことを狙っているのか、その辺のところをお聞かせいただきたいと思います。

○議長(七良裕 光) 東浦教育次長。

○教育次長(東浦功三) 今、申し上げたとおり、飲食の機能を持たせて、それから宿泊の機能を持たせておりますので、まずは合宿誘致に力を入れていきたいと、合宿

で使っていただけるようなそういったことも考えております。また、様々なスポーツ教室であるとか、そういうものを企画して、そして学びの場、学びも含めてイベント、そういったスポーツイベント等も考えておりますし、そういった点でにぎわい、それから魅力というところを具体化して運営していきたいと、そういうほうに考えております。

以上です。

○議長（七良裕 光） 11番、美濃良和議員。

○11番（美濃良和） 今、合宿と学びということで御答弁いただいたんですけども、体育館ができて、そして今あるところの体育館は駐車場になると、こういう計画ですよ。そういうことで、全体的に見たら、スポーツするところのスペースというのが減ってきていると、こうなるわけですよ。

サッカー場って、あれはサッカーじゃなくてホッケー場ですか、であるわけですが、これはもうこども用、ホッケーをやる方々はそんなに呼べるということにもないかと思うんですけども、そういうような状況だとか、もうそのグラウンドを使っての野球ということについても、非常に面積が狭くなってきているというふうな状況の中で、町として見えんのですよ、その言われてるこのにぎわいというのが。今言う学びも入れた合宿ということでございますけれども、もう少し、やはり具体的に町民の皆さん方に示していくことが大事かと思うんですが、3回目ですから、何というんですか、分かりやすく答弁をいただきたいと思います。

○議長（七良裕 光） 東浦教育次長。

○教育次長（東浦功三） 具体的にということですが、運営は指定管理者が行っていくこととなります。その中で今も協議を進めているんですが、先ほど美濃議員がおっしゃった、確かに運動する場所、面積は一部狭くなっているところはそうです。それは主に多目的グラウンドのほうが狭くなっています。ですが、主にこどもたちの少年野球であるとか、そういったところで、陸上であるとかで今は使われています。

それはその方向でこどもたちの合宿、野球合宿、またあとは人工芝グラウンドについては、大人のフットサル、こどものサッカー、もちろんホッケーも、そういったところでそれも合宿の誘致も行いますし、あとは教室、これはもう例えばですけども、有名選手に来ていただいてサッカー教室をするであるとか、そういったイベントも企画しながら、にぎわいを創出していく、そういうことでございます。

以上です。

○議長（七良裕 光） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（七良裕 光） これで質疑を終わります。

これから議案第85号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

6番、埴谷高夫議員。

（6番 埴谷高夫 登壇）

○6番（埴谷高夫） 反対討論を行います。

今、説明がありましたけれども、この施設が新たなにぎわいや魅力を創出するとは考えられません。本当にそうなるのでしょうか。新体育館といいますけれども、A、B2棟と大型ひさし、それから運動公園の整備ということがありますけれども、最も肝腎な点は体育館に空調設備がないということです。ここは避難所としても指定されるわけですから、これから造るのに空調設備のない避難所なんていうのは全く考えられません。

まして、A、B2棟ありますけれども、1棟はトイレがないんです。こんな施設ありますか。高齢者や障害者、町民がこぞって利用できるというフレーズでありますけれども、そのようなことには決してなっていないということが大きな問題だと思います。

合宿といいますと、冬休み、夏休みこれらの利用が考えられるわけですがけれども、冷暖房設備、空調設備がないんですよ。それで真冬にあの体育館で何ができるでしょう。しかも運動するんですからね、寒いのは当然、昔だったらそうです。暑いのは当然、昔だったらそうです。しかし今は、熱中症から始まって、寒かったら運動するについても非常に困難が伴う、危険が伴う。私はそのように思います。

したがって、このような施設でにぎわいを創出するなんていうのは、もう本当にどういう考えのもとに行われるのかさっぱり分からないと思います。もう施設については非常に問題が多い。施設の問題と言ったら私も切りがないので、ここでのる申しませんけれども、ここでいう指定管理者の問題、これだけ取り上げましょう。

指定管理者は、条例上でこうあるべしというのが決まっています。ところが条例を守られてない。条例上で、これはこういうことで資料を提出しなさいと、申請書を出しなさいとなっているわけですがけれども、KIMINO STUDIESは1枚も出してないんですよ、申請書を。1枚も申請書を出してないのに、指定管理者として選ばれるって、あり得ないでしょう。指定管理者の審議会でも議論もされてない。なるほどコンソ

ーシアムは議論されました。コンソーシアムの中で、指定管理もこのようになるということになりましたけれども、KIMINO STUDIESという法人は何の審査も受けてない。資格がないんですよ。ここが一番大きな問題なんです。指定管理者が資格がないわけですから、このような条例は全く意味がない。私はこのように思います。

したがって、この条例の改正に反対いたします。

(6番 埴谷高夫 降壇)

○議長 (七良裕 光) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (七良裕 光) 反対討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (七良裕 光) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (七良裕 光) これで討論を終わります。

これから議案第85号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長 (七良裕 光) 起立多数です。

したがって、議案第85号は原案のとおり可決されました。

◎日程第3 議案第86号 紀美野町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

○議長 (七良裕 光) 日程第3、議案第86号、紀美野町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、議題とします。

これから質疑を行います。

3番、桐山尚己議員。

(3番 桐山尚己 登壇)

○3番 (桐山尚己) では、1点お聞きしたいと思います。

議案書の47ページであります。新設ということで業務継続計画、いわゆるBCPの策定等ということで定められております。この中で、第12条の2として放課後児童健

全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならないというふうにあります。

この早期の業務再開計画を図るための計画というのは、いつ策定される予定なんですか。お答えください。

(3番 桐山尚己 降壇)

○議長 (七良裕 光) 黒崎子育て推進課長。

(子育て推進課長 黒崎智帆 登壇)

○子育て推進課長 (黒崎智帆) それでは、桐山議員の質疑、第12条、業務継続計画の策定についてと、いつ策定するのかという御質疑に対してお答えさせていただきます。

業務継続計画につきましては、災害時などの非常時にも継続的なサービスが必要になってきます。ライフラインが制限されている状況や職員が少ない状況下に、学童保育の業務を速やかに再開して継続していくための体制を平時から準備をしていく必要があるというふうに考えておまして、それを計画に落とし込むということをしなければなりません。

御質疑にありました、いつかということなんですが、今、努力義務ということになっておりますので、現在策定を協議している段階でございます。早急に今年度中には策定をして、速やかにそれを学童保育所とこちらの担当課で協議しながら、図っていききたいなというふうに考えております。

以上です。

(子育て推進課長 黒崎智帆 降壇)

○議長 (七良裕 光) 3番、桐山尚己議員。

○3番 (桐山尚己) 附則として、この条例は公布の日から施行するというふうにございます。すぐ施行されるわけですね。災害というのはいつ起こるか分からない。明日起こってもおかしくない。今日起こってもおかしくない。そういうものであります。今年度中ということで、可及的に速やかにやっていただく御意向はあるようですけども、今年度中だからといってあと3か月あるその中で何とかということではなく、一日も早く策定するように努めていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（七良裕 光） 黒崎子育て推進課長。

○子育て推進課長（黒崎智帆） 再質疑にお答えさせていただきます。

速やかに、策定のほうをしていきたいというふうに思っております。現在、実際には学童保育所のほうでもガイドラインに沿って避難訓練であったりとか、そういった有事に備えての準備とか、そういったことは実際はされてますが、そういう計画というところできちんとしたものを早急につくっていききたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（七良裕 光） ほかに質疑はありませんか。

6番、埴谷高夫議員。

（6番 埴谷高夫 登壇）

○6番（埴谷高夫） 私も同じ質疑だったんですけども、もう一つ6条の3のところにあります、利用者の所在を確認しなければならないとあるんですけども、どのような方法を考えていらっしゃるのか。具体的なことが分かればお答え願いたいと思います。

（6番 埴谷高夫 降壇）

○議長（七良裕 光） 黒崎子育て推進課長。

（子育て推進課長 黒崎智帆 登壇）

○子育て推進課長（黒崎智帆） 埴谷議員の第6条の3、自動車を運行する場合の所在の確認ということで、どのような内容であるかということの御質疑だったかと思うんですが、学童保育につきましては、野上学童保育所に小川小学校の児童が学校が終わると、野上小学校内の野上学童保育所のほうへ、ジャンボタクシーにて送って送迎させていただいております。

その行かれる前に、必ず小川小学校の先生が今日は誰々がバスに乗って、そちらのほうへ向かいますというような連絡を必ず学童保育所のほうへしております。それを学童保育所の職員がその情報を受けて、児童の所在、送迎車での置き去り防止のため、毎回そういうことで受入れを確認しているというようなことを実施しております。そういうことで適切に対応できているか、確認できているかなというふうに考えております。

以上です。

（子育て推進課長 黒崎智帆 降壇）

○議長（七良裕 光） 6番、埴谷高夫議員。

○6番（埴谷高夫） ジャンボタクシーでしたら、置き去りにするということはまず考えられないんですけれども、もし万が一ですけれども、座席の下か何かで寝ころんでるとか、そんな場合もあり得るわけで、きっちりとやっぱり確認をするように、点呼の確認をするようにお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（七良裕 光） 黒崎子育て推進課長。

○子育て推進課長（黒崎智帆） ありがとうございます。そういったことで必ず点呼のほうを徹底していただくよう、日頃からそのタクシーの乗務員であったり、学童保育所の職員に対して指導のほうを徹底していきたいというふうに考えます。

以上です。

○議長（七良裕 光） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（七良裕 光） これで質疑を終わります。

これから議案第86号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（七良裕 光） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（七良裕 光） これで討論を終わります。

これから議案第86号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（七良裕 光） 異議なしと認めます。

したがって、議案第86号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第4 議案第87号 紀美野町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の全部を改正する条例について

○議長（七良裕 光） 日程第4、議案第87号、紀美野町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の全部を改正する条例について、議題とします。

これから質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(七良裕 光) これですべての質疑を終わります。

これから議案第87号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(七良裕 光) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(七良裕 光) これで討論を終わります。

これから議案第87号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(七良裕 光) 異議なしと認めます。

したがって、議案第87号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第88号 紀美野町建設残土処理場条例の一部を改正する条例について

○議長(七良裕 光) 日程第5、議案第88号、紀美野町建設残土処理場条例の一部を改正する条例について、議題とします。

これから質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(七良裕 光) これで質疑を終わります。

これから議案第88号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(七良裕 光) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(七良裕 光) これで討論を終わります。

これから議案第88号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(七良裕 光) 異議なしと認めます。

したがって、議案第88号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第89号 紀美野町火災予防条例の一部を改正する条例について

○議長（七良裕 光） 日程第6、議案第89号、紀美野町火災予防条例の一部を改正する条例について、議題とします。

これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（七良裕 光） これで質疑を終わります。

これから議案第89号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（七良裕 光） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（七良裕 光） これで討論を終わります。

これから議案第89号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（七良裕 光） 異議なしと認めます。

したがって、議案第89号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第90号 財産の無償譲渡について

○議長（七良裕 光） 日程第7、議案第90号、財産の無償譲渡について、議題とします。

これから質疑を行います。

6番、埴谷高夫議員。

（6番 埴谷高夫 登壇）

○6番（埴谷高夫） 質疑というよりは確認ですけれども、前にこの話がありましたときに、譲渡証書というようなものをやっぱり提出させて、そして議会に諮るべきだということを申し上げたんですけれども、ここではもう遅いので、それを申しませんけれども、一つだけ。居抜きで向こうに譲るわけで、例えば地下に何か後で出てきたとしても、それは一切当方は預かり知らんというような一文が多分絶対入ってるはずなんですけれども、確認だけしておきたいと思います。

（6番 埴谷高夫 降壇）

○議長（七良裕 光） 高田企画管財課長。

（企画管財課長 高田真孝 登壇）

○企画管財課長（高田真孝） 埴谷議員の御質疑にお答えさせていただきます。

譲渡した後、土地のその下から何か出てきたらというお話だと思います。そこはきちんと説明もさせていただきますし、土地につきましては、この方の所有になりますので、工事の中で出てきた物とかという話も、もちろんきちんとさせていただきますし、土地そのものはこの方の所有物になるということになります。

以上です。

（企画管財課長 高田真孝 降壇）

○議長（七良裕 光） 6番、埴谷高夫議員。

○6番（埴谷高夫） こんなことは私はないと思いますけれども、米軍の基地なんかでPFASとかPFOSとか、そういう洗車というか、消火剤を撒いた関係で、そういうものが地下から出てきたというのは、土壤汚染ですよ、そういうのがあったというような話がありますけれども、消防ではそんなことないと思います。ないと思いますけれども、それはやっぱり譲渡証書の中に記載されてしかるべきだと思うんですけど、そういう規定がないのか、あるのかだけお伺いします。

○議長（七良裕 光） 高田企画管財課長。

○企画管財課長（高田真孝） そういったものは、その契約書等には記載はしてありませんが、先ほどおっしゃった、そういう有害な物が例えば出てきた場合は、そこはやはり双方話し合っていく必要もあるのかなというのは、原因が町のほうにある場合は、そこは話し合っていくというふうに認識しております。

以上です。

○議長（七良裕 光） 6番、埴谷高夫議員。

○6番（埴谷高夫） 普通ですね、無償譲渡の場合は危険負担をどちらがするのかわかる話ですよ。有償なら別ですけども、無償なら危険負担は向こうがするんですよ。こちらがそれもやらなければ、限度で問題ありますけれども、こちらがやらなければならないということはないと思うんです。そこら辺の取決めがきちりしてなかったら、何が出てくるかわからないというような状態だったら、非常にそれ困った話だと思うんですけども。例えば、そんな有害物質とは言わないまでも、浄化槽にひびがあって漏れてたというようなこともあるかも分かりますし、それは全てひっくるめて向

こうに渡す、無償で渡すということではなかったら、あとから問題が起こるようなことでは困るわけですね。その辺もう一回御説明願えますか。

さっきのは例えばですよ、例えばの話を言っただけ。

○議長（七良裕 光） 高田企画管財課長。

○企画管財課長（高田真孝） 今、埴谷議員がおっしゃったような項目については、契約書の中に記載してございます。私が最初申し上げた何というんですかね、すごい有害な物が出てきたとあって、そういうことについては、やっぱり話し合うようになってくるのかと思うんですけれども、通常建物であるとか、そういう浄化槽、おっしゃったものについては、全て向こうさんのほうの責任においてされるというふうに条項には書いております。

以上です。

○議長（七良裕 光） ほかに質疑ありませんか。

11番、美濃良和議員。

（11番 美濃良和 登壇）

○11番（美濃良和） この案件は譲渡ということでございます。譲渡ということで、相手方に町の施設を譲り渡す、ですね。譲渡と書いてあるとおおり。こうなるとまいますと、あと、その施設を撤去しなければならないことが起こってきた場合に、これは当然譲渡先をお願いすることになる、もう譲渡ですからね、そういうようなことになっているのか。何らかのそういうふうな契約とか、そういうふうな書いた物があるのかどうか。その辺について確認したいと思います。

（11番 美濃良和 降壇）

○議長（七良裕 光） 高田企画管財課長。

（企画管財課長 高田真孝 登壇）

○企画管財課長（高田真孝） 美濃議員の御質疑にお答えさせていただきます。

建物等を使用しなくなったときは、放置せずに解体し適切に処理することということで、契約書の中にも記載させていただいております。

以上です。

（企画管財課長 高田真孝 降壇）

○議長（七良裕 光） これで質疑を終わります。

これから議案第90号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(七良裕 光) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(七良裕 光) これで討論を終わります。

これから議案第90号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(七良裕 光) 異議なしと認めます。

したがって、議案第90号は原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第91号 紀美野町過疎地域持続的発展計画の策定について

○議長(七良裕 光) 日程第8、議案第91号、紀美野町過疎地域持続的発展計画の策定について、議題とします。

これから質疑を行います。

11番、美濃良和議員。

(11番 美濃良和 登壇)

○11番(美濃良和) 1点だけお聞きしたいと思います。

今、住民の方々が1,200余りの署名をつけて、乗合タクシーについて、この要望、請願をされてきているわけでございますけれども、それについては、昨日の常任委員会の委員長さんから報告があるというふうに思いますけれども、この町の過疎地域持続的発展計画との関係で、やはりかなりコミュニティバスについて重視されているような内容であるわけでございますけれども、その辺のところは柔軟な考えというんですか、住民の声を聞き入れていくという、そういうことについて町もお考えであるのかどうか。その辺のところを確認したいと思います。

(11番 美濃良和 降壇)

○議長(七良裕 光) 高田企画管財課長。

(企画管財課長 高田真孝 登壇)

○企画管財課長(高田真孝) 美濃議員の御質疑にお答えさせていただきます。

この過疎計画ですけれども、交通の部分についても記載させていただいております。コミュニティバスの見直しはもとより、今までも申し上げておりますが、町全体の交通施

策というのを見直していきたいというふうに考えております。先般出された乗合タクシーについても、これは町に合ったものか、また実現可能かというところも踏まえまして、検討していきたいというふうには考えておりますので、御理解いただきたいと思っております。

(企画管財課長 高田真孝 降壇)

- 議長（七良裕 光） 11番、美濃良和議員。
- 11番（美濃良和） そういうことで、柔軟なお考えがあるということによろしいんですね。
- 議長（七良裕 光） 高田企画管財課長。
- 企画管財課長（高田真孝） はい。そのとおりでございます。
- 以上です。

- 議長（七良裕 光） ほかに質疑ありませんか。
- (「なし」の声あり)

- 議長（七良裕 光） これで質疑を終わります。
- これから議案第91号に対し、討論を行います。
- 反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

- 議長（七良裕 光） 賛成討論ありませんか。
- (「なし」の声あり)

- 議長（七良裕 光） これで討論を終わります。
- これから議案第91号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（七良裕 光） 異議なしと認めます。
- したがって、議案第91号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第92号 紀美野町道路線の廃止について

- 議長（七良裕 光） 日程第9、議案第92号、紀美野町道路線の廃止について、議題とします。
- これから質疑を行います。

(「なし」の声あり)

- 議長（七良裕 光） これで質疑を終わります。

これから議案第92号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(七良裕 光) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(七良裕 光) これで討論を終わります。

これから議案第92号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(七良裕 光) 異議なしと認めます。

したがって、議案第92号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第94号 副町長の選任の同意について

○議長(七良裕 光) 日程第10、議案第94号、副町長の選任の同意について、議題とします。

これから質疑を行います。

6番、埴谷高夫議員。

○6番(埴谷高夫) いつもこういった場合は、議事進行でいくの。

こういった場合に、もう採決で終わってしまうんですけども、やはり副町長さんになられるわけですから、やはり所信表明といいますかね、そういうものをやっぱり聞いてから、こういうのをやったらいいと思うんですけども、いかがなものでしょう。

○議長(七良裕 光) 重要なことですので、事前に議員の皆さんとお諮りをしておくべき案件かと思いますが、ほかにもしておりませんので、突然ですが、皆さんの御意見、他の議員さんの御意見があれば、挙手をして述べていただけたらと思います。

特にございませんか。

11番、美濃良和議員。

○11番(美濃良和) 私もそういう点では、一言、副町長さんも町長さんの補佐というだけではやはりならない部分もあるかというふうに思いますので、その辺の決意を述べていただくと、そういうことのほうが緊張を持って運営をしていく上で、よろしいかというふうに思います。

○議長(七良裕 光) ほかに御意見ございませんか。

3番、桐山尚己議員。

○3番（桐山尚己） 町の三役の中のナンバーツーというポジションでありますから、非常に重要であるということは私も賛同いたします。ただ、その所信を表明することによって、この審議、議決内容が変わってくるのかという疑念もあります。

常日頃の副町長としての細峪氏の仕事ぶりを、我々議員はしっかりと見ているわけがありますから、それで判断を十分にできるのではないかと、この後にもし再任されるということになれば、その後、所信の表明をされるというのが慣例であり、それで十分ではないかと考えます。

以上です。

○議長（七良裕 光） 以前、今年度ですが、中野教育長の選任同意のときにも所信表明的なものがなかったので、今後の直近に開催する全員協議会で、しっかりと全議員さんの意見を総集して、ただいま提案のあった案件についてしっかりと協議をして決定をしていきたいと思いますが、御異議ございますか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（七良裕 光） 御異議がないようであれば、次回の全員協議会で協議をするということで、この件については終わりたいと思います。

これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（七良裕 光） これで質疑を終わります。

これから議案第94号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（七良裕 光） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（七良裕 光） これで討論を終わります。

これから議案第94号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

○議長（七良裕 光） 起立全員であります。

したがって、議案第94号は同意することに決定しました。

○議長（七良裕 光） しばらく休憩します。

休 憩

（午前 9時48分）

再 開

○議長（七良裕 光） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前 9時49分）

◎日程第11 議案第95号 令和7年度紀美野町一般会計補正予算（第4号）について

○議長（七良裕 光） 日程第11、議案第95号、令和7年度紀美野町一般会計補正予算（第4号）について、議題とします。

これから質疑を行います。

11番、美濃良和議員。

（11番 美濃良和 登壇）

○11番（美濃良和） この予算で、これは予算説明資料で4ページに、パートタイム会計年度任用職員、この2款1項1目のところで、3節に職員の手当とかが出ております。1節には報酬でございますけれども、ここであるようにパートタイムということで今そういうふうなことが遂行されておりますけれども、その方々が今たしか140人ほどの方がおられるように聞いておるんですけれども、パートタイム、前にもお聞きしたんですけれども、8時30分から5時までですか。一般正規職員の方々は、5時15分まで働いておられるというふうに思います。

その方々が、15分のところでパートタイムということになってくるかと思うんですが、その方々とのその差というのはどういうことになってくるのか、お聞かせいただきたいと思います。

（11番 美濃良和 降壇）

○議長（七良裕 光） 曲里総務課長。

（総務課長 曲里充司 登壇）

○総務課長（曲里充司） 美濃議員の御質疑にお答えをさせていただきたいと思っております。

現在パートタイムの会計年度任用職員の方におかれましては、8時半から17時であ

ったり、その雇用形態によっても多少時間は違いますが、職員と同じ勤務時間形態を取っておりません。あくまで事務補助という立場でございますので、その分補助として当たっていただくというために、常勤職員と同じ勤務時間とはなっていないというのが現状でございます。

以上でございます。

(総務課長 曲里充司 降壇)

- 議長（七良裕 光） 11番、美濃良和議員。
- 11番（美濃良和） 昔なんですけれども、合併前、私も思ったんですけども、当時臨時職員さんというふうに言われておりましたけれども、その方々がたしか、私は旧美里ですけれども、1桁ぐらいだったんじゃないかというふうに思うんですね、基本的に。こういうふうな方々が今140人余りになっているかと思うんですけども、その方々が、要するにパートということで、それも会計年度の、昔の臨時職員という方になるかというふうに思いますけれども、現在会計年度でございますけれども、それも15分のところでパートタイムという位置づけになってこれっていると。フルタイムで私は一般職員ができる限り一般職員にしていくことが望ましいというふうには思っているんですが、取りあえずフルとパートですね、このところの要するにもう15分働いてもらって、フルにしていっていった場合に、どれだけ条件が違うのか。それに対して、町としてどれだけのお金が要するのか。その辺のところはどうでしょうか。
- 議長（七良裕 光） 曲里総務課長。
- 総務課長（曲里充司） ちょっとその手元でパートタイムとフルタイムの差でどういうふうな差があって、金額の差がどうやということは、ちょっとすぐにはお出しはできませんが、あくまで今の町の雇用のスタンスとすれば、事務補助という立場であるがゆえに、職員と同等の勤務時間は必要ないという判断で、パートタイムというのを現在は選んでいるというような状況でございます。
- 11番（美濃良和） お金についてはどうかということについては、どうですか。
- 議長（七良裕 光） 挙手してください。
- 11番（美濃良和） 予算とか、それについての答弁がなかったので、お願いしたいと思います。
- 議長（七良裕 光） 曲里総務課長。
- 総務課長（曲里充司） 答弁が漏れてました。お金につきましては15分のだ

け増えるという、例えば報酬額でいうと15分だけ増えるということになります。

○議長（七良裕 光） 11番、美濃良和議員。

○11番（美濃良和） この件で、お金については15分だけだと、しかしこれいろんな点で違ってきませんか。年金はないんですかね。そういうふうなところで違ってくるものはないのかどうか。期末手当についても、これがパートとフルでは違いはないのか。その辺のところも含めてお聞かせいただきたいと思います。3回ですので、丁寧にお願いいたします。

○議長（七良裕 光） 曲里総務課長。

○総務課長（曲里充司） 先ほども答弁させていただいたのは、あくまで報酬額ではということでの前置きで、15分短い分、15分が延長される分の報酬額については影響があるということでございます。

その他、細かいところで行きますと、共済費であったりということも影響はあるとは考えております。期末勤勉手当につきましても、支給する率については現在の率と同じであるということでございます。

以上でございます。

○議長（七良裕 光） ほかに質疑ありませんか。

6番、埴谷高夫議員。

（6番 埴谷高夫 登壇）

○6番（埴谷高夫） 1点だけ、説明資料の5ページの新生町というんですか、集会所用地の購入費が上がってますけれども、これは私相場が分からない、全く不案内なので、幾らと書かれたら、そのとおりなんだろうと思うわけですが、相場的にはどうなんでしょう。

それから上に建物建ってますから、地上権、権利があるわけですね。だから、底地の所有者というのはその分引かれるわけですが、その点はどうなってるんでしょうか。もう一つ、どういう経過でこれを購入するようになったのかということをお伺いしたいと思います。

（6番 埴谷高夫 降壇）

○議長（七良裕 光） 曲里総務課長。

（総務課長 曲里充司 登壇）

○総務課長（曲里充司） 埴谷議員の御質疑にお答えをさせていただきます。

説明資料の5ページの新生町集会所の用地購入についてでございます。もともとこの購入に至ったのは、下佐々の新生町集会所は、平成10年に旧の消防庁舎の敷地内に建設して、現在集会所として利用してございます。その土地の所有者から、今回集会所用地について町に譲渡したい旨の申出がございました。

それを受けまして、鑑定を実施をいたしました。鑑定を実施して、今回鑑定価格が1万6,800円となったものでございます。鑑定の条件として、地上権、地上の物件については今回考慮しないということでの鑑定結果となっております。

以上でございます。

(総務課長 曲里充司 降壇)

- 議長(七良裕 光) 6番、埴谷高夫議員。
- 6番(埴谷高夫) 地代は幾ら払ってたのか、ちょっと答えてもらえますか。それから地上権を考慮しないというのは、どういう考えでそうなったんでしょうか。それも併せてお願いします。
- 議長(七良裕 光) 曲里総務課長。
- 総務課長(曲里充司) 現在、お支払いしている借地料につきましては、年額6万2,454円でございます。今回鑑定の条件として、あくまで更地としての鑑定評価をお願いするということで、地上物件については考慮しないという条件となっております。
- 6番(埴谷高夫) その条件は何でつけたんかという。建物を考慮しない、何でそないなったんよ。それを聞いている。
- 議長(七良裕 光) しばらく休憩します。

休 憩

(午前10時02分)

再 開

- 議長(七良裕 光) 休憩前に引き続き会議を開きます。
- (午前10時06分)
- 議長(七良裕 光) 曲里総務課長。
- 総務課長(曲里充司) すみません、お時間をいただきました。

先ほど申し上げた更地としての鑑定評価の依頼というのは、もともと今の借地契約に

において、借地契約が満了したときには更地として返却するというものがございました。

その条件に基づいて今回評価を依頼してるというのが現状でございます。

○議長（七良裕 光） 6番、埴谷高夫議員。

○6番（埴谷高夫） 新生町の集会所というのは、取り壊して更地にするわけですか。

○議長（七良裕 光） 曲里総務課長。

○総務課長（曲里充司） 今の借地契約上、契約が満了になるときは更地にして返すということで、契約書がなっておりましたので、その契約にのっとって鑑定をお願いしたというものでございます。

○6番（埴谷高夫） 議長、最後。

○議長（七良裕 光） もう3回やった。

○6番（埴谷高夫） なってないわいしょ、そんな話。最後だけ、休憩して。

○議長（七良裕 光） しばらく休憩します。

休 憩

（午前10時07分）

再 開

○議長（七良裕 光） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時12分）

○議長（七良裕 光） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（七良裕 光） これで質疑を終わります。

これから議案第95号に対し、討論を行います。

反対討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（七良裕 光） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（七良裕 光） これで討論を終わります。

これから議案第95号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(七良裕 光) 異議なしと認めます。

したがって、議案第95号は原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第96号 令和7年度紀美野町国民健康保険事業特別会計補正予算
(第3号)について

○議長(七良裕 光) 日程第12、議案第96号、令和7年度紀美野町国民健康
保険事業特別会計補正予算(第3号)について、議題とします。

これから質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(七良裕 光) これで質疑を終わります。

これから議案第96号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(七良裕 光) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(七良裕 光) これで討論を終わります。

これから議案第96号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(七良裕 光) 異議なしと認めます。

したがって、議案第96号は原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第97号 令和7年度紀美野町国民健康保険診療所事業特別会計補正
予算(第1号)について

○議長(七良裕 光) 日程第13、議案第97号、令和7年度紀美野町国民健康
保険診療所事業特別会計補正予算(第1号)について、議題とします。

これから質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(七良裕 光) これで質疑を終わります。

これから議案第97号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長 (七良裕 光) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (七良裕 光) これで討論を終わります。

これから議案第97号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (七良裕 光) 異議なしと認めます。

したがって、議案第97号は原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第98号 令和7年度紀美野町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について

○議長 (七良裕 光) 日程第14、議案第98号、令和7年度紀美野町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について、議題とします。

これから質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長 (七良裕 光) これで質疑を終わります。

これから議案第98号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長 (七良裕 光) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (七良裕 光) これで討論を終わります。

これから議案第98号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (七良裕 光) 異議なしと認めます。

したがって、議案第98号は原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第99号 令和7年度紀美野町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)について

○議長 (七良裕 光) 日程第15、議案第99号、令和7年度紀美野町介護保険

事業特別会計補正予算（第3号）について、議題とします。

これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（七良裕 光） これですべて質疑を終わります。

これから議案第99号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（七良裕 光） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（七良裕 光） これで討論を終わります。

これから議案第99号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（七良裕 光） 異議なしと認めます。

したがって、議案第99号は原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第100号 令和7年度紀美野町のかみふれあい公園運営事業特別会計補正予算（第1号）について

○議長（七良裕 光） 日程第16、議案第100号、令和7年度紀美野町のかみふれあい公園運営事業特別会計補正予算（第1号）について、議題とします。

これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（七良裕 光） これで質疑を終わります。

これから議案第100号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（七良裕 光） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（七良裕 光） これで討論を終わります。

これから議案第100号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (七良裕 光) 異議なしと認めます。

したがって、議案第100号は原案のとおり可決されました。

◎日程第17 議案第101号 令和7年度紀美野町東部簡易水道事業会計補正予算(第2号)について

○議長 (七良裕 光) 日程第17、議案第101号、令和7年度紀美野町東部簡易水道事業会計補正予算(第2号)について、議題とします。

これから質疑を行います。

11番、美濃良和議員。

(11番 美濃良和 登壇)

○11番(美濃良和) 1款1項1目の3節の修繕費ですね。修繕費不足に伴う増額として100万円ということになっておりますけれども、これについてお聞かせいただきたいと思います。

(11番 美濃良和 降壇)

○議長 (七良裕 光) 長生水道課長。

(水道課長 長生正信 登壇)

○水道課長(長生正信) それでは美濃議員の御質疑にお答えします。

1款1項1目原水及び修繕費、3節修繕費におきまして、今回補正で100万円増額という形でさせていただいております。今年度につきましては、各浄水場のろ過池の砂の補充業務として予算を計上しておりました。それに加えて突発的なポンプのほうの修繕が発生しております、今年度、3月いっぱいまでの修繕費が若干不足気味になってございます。何分にもライフラインである水道事業でございますので、早急に何かあれば対処しなければならないという形の中で、100万円増額して対応に備えたいというふうに考えて計上させていただきました。

どうぞよろしく申し上げます。

(水道課長 長生正信 降壇)

○議長 (七良裕 光) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (七良裕 光) これで質疑を終わります。

これから議案第101号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(七良裕 光) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(七良裕 光) これで討論を終わります。

これから議案第101号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(七良裕 光) 異議なしと認めます。

したがって、議案第101号は原案のとおり可決されました。

◎日程第18 議案第102号 令和7年度紀美野町西部簡易水道事業会計補正予算(第2号)について

○議長(七良裕 光) 日程第18、議案第102号、令和7年度紀美野町西部簡易水道事業会計補正予算(第2号)について、議題とします。

これから質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(七良裕 光) これで質疑を終わります。

これから議案第102号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(七良裕 光) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(七良裕 光) これで討論を終わります。

これから議案第102号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(七良裕 光) 異議なしと認めます。

したがって、議案第102号は原案のとおり可決されました。

◎日程第19 請願第2号 乗合タクシーの早期導入を求める請願について(委員長報告)

○議長(七良裕 光) 日程第19、請願第2号、乗合タクシーの早期導入を求め

る請願について、議題とします。

産業建設常任委員長から、請願の審査経過及び結果について報告を願います。

上柏皖亮委員長。

(産業建設常任委員長 上柏皖亮 登壇)

○産業建設常任委員長（上柏皖亮） 報告の前に皆様に少しお願い申し上げたいと思います。

私、脳梗塞で口が曲がっておりますので、大変お聞き苦しい点もございますと思いますが、お許しいただきたいと思ひます。

9月9日の本会議で、産業建設常任委員会に付託されました請願第2号について、同月19日及び12月8日の産業建設常任委員会において、慎重に審査を行ってまいりましたので、その経過及び結果を御報告申し上げます。

請願の趣旨としては、町の意識調査において「交通の不便さ」が顕著に表れており、「交通の不便さ」の解消は、全世代の共通の願ひとなっていることから、紀美野町で安心して住み続けるために自宅や「希望する場所」から目的地まで走るドアツードア型の乗合タクシーの導入を求めるものです。

9月19日の委員会においては、紹介議員2名に趣旨説明を求め、説明を受けた後、質疑を行いました。

紹介議員からは、現状のコミュニティバスは利用者が減少し、非常に効率が悪くなっており、その原因は利便性の問題であると考えられるため、新たな対策として町が乗合タクシーを導入するよう議会にも後押しをしてもらいたいとのことであり、また、病院、買物や五色台へのお参りなど行くにも移動手段がなく悲惨な状態であり、議会において実施した地区との懇談会でも、サロンまで行くにも移動手段がないとの話も聞いており、問題が山積していることから、町に制度の第一歩を始めてもらいたいとのことでありました。

続いて、主な質疑と答弁については、次のとおりであります。

乗合タクシーの需要がどれだけあるか掌握しているのかという質疑に対し、正確には分かっていないが、千数百名の要望があることだけは確実であるとの答弁であり、需要予測がない中で持続可能な制度設計というのは困難ではないかとの指摘に対しては、それを請願者に求めるのは酷であり、そのような調査をできるのがまさしく町であるから、そういった調査も含めて求めている。しかしながら、需要があり、切実な要望があるこ

とははっきりしているので、難しいから前に進められないというのでは本当に困るとの答弁でありました。

また、署名された方々は町外までを目的地として考えられているのかとの質疑に対して、まずは地域内だと考えているが、近い将来で町外まで乗入れが必要となると考えているのかとの答弁であり、家の前から目的地までというのが署名された方々の希望なのかとの質疑に対しては、ドアツードアが理想であり要望であるが、町がいざ始めるとなると難しいということであれば、住民の方、乗合タクシーを走らせる会の方も参画した協議の中で、どういう形がよいのかを改めて検討してもらったらよいと考えるとのことでした。

なお、委員から、署名運動をされた請願者の方々が傍聴に来られているので、その方々の意見もお聞きしたいとの要望があったため、委員会に諮り、採決を行いました。結果は賛成少数で、請願人の発言は許可しないことに決しました。

続いて、所管する企画管財課にも質疑を行いました。

主な質疑と答弁については次のとおりです。

当該請願が出されたことにより、早急に地域公共交通会議を開いて協議をするということになるのかとの質疑に対しては、地域公共交通会議には、ある程度具体的な町の方針を固めた上でかけ、不具合のある点などが協議され、賛同が得られるか否かという話になるとの答弁でありました。

公共交通に限らず、買物支援策の「きみのり」や移動販売などが実施されているが、地域公共交通会議ではそういった事業に対する影響まで議論されるのかとの質疑に対しては、基本的には公共交通に特化した会議であるので、路線バス事業や町内タクシー事業への影響が主に議論されるとの答弁でありました。

それから、公共交通に関して、乗合タクシーになるのか、または別の形になるのかは分からないが、町としても早急に協議を進めるということで間違いのないのかとの質疑に対しては、町長からも研究していくよう指示も出されており、取組を始め、勉強中であるとの答弁でありました。

また、平成29年に策定された町の第2次長期総合計画の前期基本計画においても、「公共交通の維持と利便性の向上に向け、予約型運行の導入等、運行形態の見直しを含めた改善策の検討・実施が課題です」との記載があり、既に8年が経過しているが、その間どのような研究がされ、どのような結果になったのかとの質疑に対して、コミュニ

ティバスの一部路線をデマンド化して実施したが、運行がほぼなく廃止に至った。また、タクシー・バス助成券事業を新たに始めたとの答弁でありました。

タクシー・バス助成券に関しては町単独事業であり、国からの補助もある乗合タクシーに変えたほうが、町財政としては楽になるのではないかとの質疑に対し、支出の部分だけ見ればそうであるが、タクシー・バス助成券のサービスを受けている方が現にいる中で、それをなくしてしまってよいのかという議論は必ず必要であるとの答弁でありました。

また、現状コミュニティバスの利用者が減っている理由を調べたことはあるのかとの質疑に対しては、なぜ減っているのか具体的に調査はしていないが、利用者が少なくても定期的に走るということの意味はあると考えるとの答弁でありました。

医療サービスなどのように、公共交通として常にサービスを準備して、いつでも対応できるように定期的に走らせることは必要であり、コストもそれなりにかかるとの認識を持っているが、そのような点も含め総合的に考えている、また今後も考えていくということであるのかどうかの質疑に対し、やはり定期的に走る意味もありながら、効率性も求めていくべきであると思うので、利便性とバランスを取りながら、事業者からも協力を得られるような当町に合ったものをしっかりと研究して、制度化していく必要があると考えているとの答弁でありました。

それは買物支援サービスも含めて、全体的な整合性を取るような施策を考えるということかとの質疑に対して、お互いの利となることを見据える必要があるとの答弁でありました。

また、国においても交通政策基本法という法律をつくり、地方に対して予算措置もするという形に流れが変わってきており、そういう観点からも地域の要望に合った施策というのが必要になってくると思うが、どうであるかとの質疑に対して、国も色々と新しく制度をつくり、地方にできるだけ協力し、過疎化しているところもきっちり拾い上げていきたいという考えで対策を練っている。自動運転、乗合タクシー、公共ライドシェア、日本版ライドシェアなどといった様々な方法がある中で、町に合ったものを選択し進めていくことが大事であり、乗合タクシーが町に合っているのかというのも、しっかりと考えねばならないと思っているとの答弁でありました。

また、乗合タクシーの費用面に関して、維持管理費用にも国の補助はあるのかとの質疑に対して、やり方次第ではあるが、特別交付税として8割が算入される可能性がある

との答弁でありました。

以上が主な質疑であります。複数の委員から、現在提供している行政サービスや町内の既存交通事業との兼ね合い、ドライバー不足の中にあつての人員確保の問題、東西に広く谷が深い特殊な地理的条件にあつての効率的運行の確保の問題など、乗合タクシーが最適な方法であるのか、もっと研究や議論が必要であり、今答えを出すのは難しいため、継続審査としてほしい旨の意見があり、委員会で諮ったところ賛成多数であったため、継続審査とすることに決しました。

なお、継続審査については、9月25日の本会議において申出を行い、申出のとおり継続審査とされました。

続いて12月8日、委員会において審査を行い、まず所管する企画管財課に質疑を行いました。

主な質疑と答弁については次のとおりです。

改めて、当該請願を受けて、町としてはどのように考えているのか質疑がありました。答弁として、1,200名の町民の方々に署名いただいたことは、大変重く受け止めているとのこと、町の地域公共交通施策については、路線バスの運行維持のための補助金、コミュニティバスの運行、それから1人当たり1万8,000円のタクシー・バス助成券の交付といった事業を実施しており、決して他の自治体に見劣りするような施策ではないと考えているとのこと、コミュニティバスだけでは限界が来ていることも認識しており、デマンド型乗合タクシーについては、ほかの自治体の取組状況からも有効な手段であると考えていること、また、乗合運行という仕組みは、主要路線のバスや鉄道へ乗り継ぐことが大前提となっており、道路運送法の特例が適用されて運行できる仕組みである点を踏まえて、関係機関と協議検討を重ねながら、当町に合った持続可能な地域公共交通施策を研究していきたいと考えていると述べられました。

また、デマンド型乗合タクシーの実現に当たっては、運行委託する事業者を含めた地域公共交通会議の同意を得る必要があるが、どのように進めていこうと考えているのかとの質疑に対しては、運転手不足や高齢化などの課題の解決策、また、民業圧迫につながらない仕組みなどを事業者と一緒に考えて、理解していただいた上で進めていくことが大変重要であると考えており、事業者との協力体制を築いて進めることが公共交通会議における同意につながると考えているとのことでありました。

それから、町外までをエリアとするデマンド型乗合タクシーというのは運行可能であ

るかとの質疑に対して、ある特定の場所を定めた上で、相手自治体の公共交通会議で理解いただければ可能ではあるが、自由にこの場所に行きたいというような運行は、民業圧迫につながるので許可が出されるのは難しいかと思うと答弁がありました。

また、自宅から目的地までの送迎を行うドアツードアによるデマンド型乗合タクシーの導入は、当町で実現可能かとの質疑に対しては、請願の中にある「希望する場所から」という点については、対応は難しいかもしれないが、しっかりと考えていかねばならないと思うとの答弁でありました。

質疑の後、委員から、ドアツードア型の実現性については、既にデマンド型乗合タクシーを導入しているかつらぎ町や紀の川市でも実現しておらず、いろいろな制限を設けた上で実施しているということからも、ハードルが高過ぎると思われ、請願中にある「ドアツードア型」という部分をそのまま採択するというのは無理があると思うが、1,200名を超える町民の切実な願いというのは十分理解でき、不採択とするのは民意に沿っていないため、趣旨をしっかりと受け止めた上、町には、我が町に合ったよりよい方法を追求し、実施してもらおうべきであることから、趣旨採択という形が望ましいのではないかと意見が出ました。

また、その後の討論では、請願の採択に賛成の討論と、趣旨採択に賛成の討論がそれぞれ行われました。

採択に賛成の討論については、住民の方々からは、病院、買物、お付き合い等でどうしても出ていかなければならないときがあるが、出て行けずに大変困っているという声がたくさんあり、その方々が出て行って、そのような思いをかなえるためにも、この請願を採択させるべきであるとのことでありました。

また、趣旨採択に賛成の討論としては、現在運行しているコミュニティバスは、必ずしも住民の実際のニーズに答えられているかは疑問があり、決まったルート、時刻で走る方式では、利用者の生活実態と合わなくなり、十分な効果がないと考えられる中で、ドアツードア方式が最適かどうか今すぐ結論は出せないが、それらを含めて利用者の予約に応じて柔軟に運行できるデマンド型乗合タクシーは、交通手段のない地域の解消や高齢者、身体の不自由な方々の移動支援に大きな効果が期待できる交通手段であり、慎重な検討が必要と思われるが、住民の強い要望が示されている中、行政としても議会としても、実現に向けた前向きな検討を進めるべきであると強く思うことから、趣旨採択に賛成するとのことでありました。

討論後、採決した結果、賛成多数をもって、請願第2号は「趣旨採択すべきもの」と決しました。

以上で報告を終わります。

(産業建設常任委員長 上柏皖亮 降壇)

○議長 (七良裕 光) 委員長報告が終わりました。

しばらく休憩します。

休 憩

(午前10時44分)

再 開

○議長 (七良裕 光) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時59分)

○議長 (七良裕 光) これから質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長 (七良裕 光) これで質疑を終わります。

これから請願第2号に対し、討論を行います。

委員長報告が趣旨採択でありますので、討論の順序は、まず初めに請願の採択に賛成者、次に請願の採択及び趣旨採択に反対者、次に請願の採択に賛成者、次に請願の趣旨採択に賛成者の順で行います。

それでは、請願の採択に賛成の討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (七良裕 光) 次に、請願の採択及び趣旨採択に反対の討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (七良裕 光) 次に、請願の採択に賛成の討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (七良裕 光) 次に、請願の趣旨採択に賛成の討論はありませんか。

6番、埴谷高夫議員。

(6番 埴谷高夫 登壇)

○6番 (埴谷高夫) 私は請願の紹介議員でありますので、ちょっと矛盾すること

もあるんですけども、委員会の論議を聞いてまして、非常に活発な議論がなされました。それを私は非常にありがたく思っております。

また、委員長報告でも趣旨採択ということで、願意は十分反映されてますので賛成の討論を行いたいと思います。

私いろいろ調べまして、全国33の事例を調べました。導入事例ですけども、ドアツードアが23自治体、ミーティングポイント方式といいますけれども、それが10自治体、町外主要施設まで行けるのが7自治体ありました。

例えば、吉野ヶ里町では、町外指定施設を設けまして、出発地、目的地、そのどちらかが町内である場合、300円で自由に利用できると、こういう方式です。

紀美野町でもオークワまで行けるようにするとか、そういった話が出ました。貴志川線に乗りたいという方もいらっしゃいますし、そのような場合、場所指定をしまして、そうしてそこまで行っていただくと、そして紀美野町に帰っていただく。これと同じですよ。こういう方式なら十分運用ができると、私は考えます。

それから、そういった先進事例を十分やっぱり研究していく必要があると思います。時間がありませんでしたから、そういう結果になりましたけれども、ドアツードアも含めて、最適かどうか分からんけれどもという話ありましたけれども、否定はされておられませんので十分研究していく余地はあるのだと思います。

タクシー券をなくせとは私たちは思っておりませんので、ドアツードアというのは、やはり足の不自由な方の御自宅まで行けるとというのが、非常に利点でありますので、その点は一般のタクシー券1万8,000円の配付をするというのと、それはその点では共通するんですけども、もし仮にそういうことが認められないというんだったら、私は併用でも問題なく進める余地があるのではないかと思います。奥では、1万8,000円じゃ足りないという話もありますので、そういうのも含めて検討課題はありますけれども、一律に廃止しようとは思っておりません。

それから、1万8,000円のことですと、この委員長報告にもありましたけれども、町長というか、町独自の福祉政策で非常に進んだ政策でありますけれども、独自財源ですからね、交付税措置はないわけです。だから6年度で1,000万円近くの財源を使ってますけれども、全くの独自財源ですからね。非常に町の財政がゆとりのない中で割いているわけで、それが交付税措置や特別交付税措置の対象になるような施策になるならば、大変大きな成果が上げられるのではないかと思います。

今回の委員長報告、大半で私たちの願意を酌み取っていただき、報告をいただきましたので、賛成をいたします。

(6番 埴谷高夫 降壇)

○議長 (七良裕 光) 次に、請願の採択に賛成の討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (七良裕 光) 次に、請願の採択及び趣旨採択に反対の討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (七良裕 光) 次に、請願の趣旨採択に賛成の討論はありませんか。

11番、美濃良和議員。

(11番 美濃良和 登壇)

○11番 (美濃良和) それでは、私もこの趣旨採択に賛成の立場から討論を行ってまいりたいと思います。

委員長さんの今の報告でも、ドアツードア方針が最適かどうか、すぐ結論は出ないけれども、それを含めて利用者の予約に応じて柔軟に運行できるデマンド型乗合タクシー、これは交通手段のない地域の解消や高齢者、体の不自由な方の移動支援に大きな効果が期待できると、これについて実現に向けて、前向きに検討を進めるべきであるというふうな報告がございました。

今、国のほうでもだんだんと過疎地がどんどん過疎になっていくというのは、やはり交通問題だと、こういうふうに言ってるんですね。交通権という権利が我々にはあるんだと、これは憲法の22条、それから13条、それから25条と、こういうふうに移動の権利の22条、それから幸せ追求権の13条、そして基本的人権の25条ということからあるようございまして、委員長報告にもありました交通政策基本法、こういうことが今考えられていると、このままいくなれば、国のほうでも心配しているのが、移動手段がないために地域が崩壊すると、こういうふうなことが今心配される、そういうふうな状況になっていることが示されています。

それで、委員長報告にある交通政策基本法でもって、財政的にも考えていかなきゃならないというふうなことでございますけれども、今、本当に真剣にこの問題を考えていかなきゃならないというふうに思います。

私も地域の方々のお話を聞くんですけども、もう高齢化が進んでしまって、やはり

昔元気だったなというふうな思う方も、聞けばもう20メートル歩くのが大変なんやというふうなことで言われておって、現代のコミュニティバスあるけれども、家の下を走ってんのよ、走ってんのやけど、あそこへ乗りに行ったら今度降ろされたら帰れやんのよという、そんなことまで言われるような状況にあるわけでありませう。

今後ですね、そういうような方々が安心して外出できる、そういうふうなことが求められ、また過疎化して高齢化がしていく中で、そういうような方々が家に引き籠もっておらずに、どんどんとお付き合いができる。そして、話をしたりそういう状況をつくっていく。その一番の条件として交通手段、これが便利な利用しやすいものでなければならぬというふうな思ひます。

先ほどの委員長の報告は、そういう立場でこれからのやり方として、ドアツードア方式が最適かどうか分からんけども、それを含めて利用者の予約に応じた使い方ができる、そういうふうなこの制度を考えていっていただきたいというふうなことを含めた、この報告に賛成いたします。

(11番 美濃良和 降壇)

○議長 (七良裕 光) 請願の採択に賛成の討論はありませうか。

(「なし」の声あり)

○議長 (七良裕 光) 請願の採択及び趣旨採択に反対の討論はありませうか。

(「なし」の声あり)

○議長 (七良裕 光) 次に、請願の趣旨採択に賛成の討論はありませうか。

4番、藤井基彰議員。

(4番 藤井基彰 登壇)

○4番 (藤井基彰) ただいま委員長報告もございました。いろいろな要点もおっしゃってくれてあります。また紹介議員の埴谷さんのほうも趣旨採択に賛同の討論をおっしゃってくれました。私、委員会でも趣旨採択に賛成の討論を行いましたので、改めて皆さんに趣旨採択の賛成討論をお伝えしたいと思ひます。

私は、デマンド乗合タクシーの導入を求める本請願の趣旨に賛成する立場から討論いたします。

まず、本請願は1,000人を超える多くの住民の皆様から署名が寄せられており、地域の移動手段の確保が切実な課題であることを強く示してあります。多くの住民の声を真摯に受け止めることは議会として基本的な責務と考えてあります。紀美野町は、高齢化

率が非常に高く、日常の移動に不安を抱える方や、既に困っている方が年々増えていきます。特に病院や買物といった生活に欠かせない移動の手段の確保は、町にとって見過ごしてはならない重要な課題であります。

一方で、現在運行しているコミュニティバスは、当初は住民の移動手段として大いに利用されましたが、二十数年を経て、近年は人口減少もあり空車のまま走行する便が多く、必ずしも住民の実際のニーズにできていない状況にあると思われます。決まったルート、決まった時刻で走る方式では、利用者の生活実態と合わなくなり、十分な効果を出せていない状況だと考えます。

こうした中、ドアツードア方式が最適かどうか、今すぐ結論は出せませんが、それらも含めて、利用者の予約に応じて柔軟に運行できるデマンド乗合タクシーは、交通の手段がない地域の解消や高齢者、体の不自由な方の移動支援に大きな効果が期待できる交通手段と思われます。既存のコミュニティバスの課題を補完し、限られた財源を考慮しながら、効率的な運行を検討する十分な理由となります。

また、小川町長も本請願が届く前からときに触れ、コミュニティバスだけではいろんな問題があり、紀美野町の状況に合った交通政策を検討することを積極的に話しています。もちろん導入に当たっては、運行方法や経費、地域の交通事業者の理解と協力などとともに、現在行っているバス・タクシー助成券や移動販売事業者への補助などの在り方を含めて、様々な課題があり慎重な検討が必要と思われますが、それでも、なお住民の強い要望が示されている中、行政として議会としても実現に向けて前向きな検討を進めるべきと強く思います。

以上の理由から、私は趣旨採択に賛成するものであります。

(4番 藤井基彰 降壇)

○議長 (七良裕 光) 請願の採択に賛成の討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (七良裕 光) 次に、請願の採択及び趣旨採択に反対の討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (七良裕 光) 次に請願の趣旨採択に賛成の討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (七良裕 光) これで討論を終わります。

これから請願第2号を採決します。

請願第2号に対する委員長報告は趣旨採択すべきものです。

委員長報告のとおり趣旨採択と決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(七良裕 光) 異議なしと認めます。

したがって、請願第2号は委員長報告のとおり趣旨採択することに決定しました。

◎日程第20 陳情第2号 町道松瀬線道路拡幅についての陳情について(委員長報告)

○議長(七良裕 光) 日程第20、陳情第2号、町道松瀬線道路拡幅についての陳情について、議題とします。

産業建設常任委員長から、陳情の審査経過及び結果について報告願います。

上柏皖亮委員長。

(産業建設常任委員長 上柏皖亮 登壇)

○産業建設常任委員長(上柏皖亮) 去る、11月26日の本会議で産業建設常任委員会に付託されました、陳情第2号、町道松瀬線道路拡幅についての陳情について、慎重に審査を行ってまいりましたので、その経過及び結果を報告申し上げます。

初めに、議長から趣旨説明がありました。本陳情については、区長をはじめとする地区の方々からの陳情であり、町道が非常に狭隘で不便さを感じており、何より緊急車両の通行が困難なことから、有事の際はとても不安があるとのことで、現道拡幅について陳情されたものであるとのことでした。

委員から、まずは現場確認が必要であるとの意見があり、委員会で諮ったところ、賛成多数であったため、所管課である建設課同行の下、現地において状況を確認するとともに、建設課から説明を受けました。

その後、委員会室にて引き続き審査を行いました。委員からは、現場を詳細に確認したところ、陳情書のとおり、地区住民の方々の方が不安を抱いているとのことがよく分かり、大変深刻な問題だという認識をしたとの発言がありました。

その後、賛成討論が行われ、現地を視察して道路の狭さや危険な場所があることは一目瞭然であること、ふだんの生活道路として、また緊急時の救急車や消防車などの通行に支障を来すことは明らかであること、道路拡幅に当たり、必要な用地については可能な限り寄附協力することの約束をしていることなどから、賛成するとのことでありました。

討論の後、採決した結果、陳情第2号は全会一致で、採択すべきものと決しました。
以上で報告を終わります。

(産業建設常任委員長 上柏皖亮 降壇)

○議長 (七良裕 光) 委員長報告が終わりましたので、これから質疑を行います。
(「なし」の声あり)

○議長 (七良裕 光) これで質疑を終わります。

これから、陳情第2号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長 (七良裕 光) 賛成討論ありませんか。

4番、藤井基彰議員。

(4番 藤井基彰 登壇)

○4番 (藤井基彰) それでは、ただいま委員長報告もございました。要旨はおっしゃってくれましたが、改めて採択に賛成の討論を行います。

今回の松瀬線道路拡幅についての陳情についてであります。採択に賛成の立場から討論を行います。

本陳情の松瀬線は、50年以上前にバイパスができたため町道に変更になったものと考えます。当時道路の改修の話があったそうですが、諸事情で行われず、その後も改修はされないまま今日に至っていると聞いています。当時に比べ道路の利用が多くなり、車の大きさも変わり、車両通行可能な道路の必要性は皆さんも認識していることと思います。

陳情を受けて現地を視察して、道路の狭さや危険な箇所があることは一目瞭然です。陳情書面にありますように、ふだんの生活道路として、また緊急時の救急車や消防車などの通行には極めて支障を来すことは明らかであります。

同時に道路拡幅に当たり必要な用地については、可能な限り寄附協力することを約束していることから、本陳情の採択に賛成するものであります。

以上です。

(4番 藤井基彰 降壇)

○議長 (七良裕 光) 反対討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（七良裕 光） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（七良裕 光） これで討論を終わります。

これから陳情第2号を採決します。

陳情第2号に対する委員長報告は採択すべきものです。

委員長報告のとおり採択と決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（七良裕 光） 異議なしと認めます。

したがって、陳情第2号は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

◎日程第21 発議第 3号 非核三原則の堅持を求める意見書案について

○議長（七良裕 光） 日程第21、発議第3号、非核三原則の堅持を求める意見書案について、議題とします。

提出者、美濃良和議員、説明願います。

（11番 美濃良和 登壇）

○11番（美濃良和） それでは私のほうから、非核三原則の堅持を求める意見書案について、御説明をさせていただきたいと思います。

昨今、大変国のほうもきな臭いというふうな状況になっているのではないかと思います。高市新首相ですけれども、この台湾情勢でアメリカと、それからそれに対して中国の行動があった場合に、集団的自衛権ということから日本もそれに加わっていくような、そういう発言があって今大変大きな問題になり、中国のほうからそれに対する批判があって、最近ではインバウンドも減ってきたり、あるいは貿易でも大きな支障が出てきているようであります。このままいけば平和の問題もそうですけれども、経済的にも日本は大きな負担がかかってくるかというふうに思います。

そういう中で、核の問題についてもそうでありまして、まずトランプ2回目の大統領ですけれども、トランプ首相がこの核兵器の実験を開始すると、こういうふうなことを言い始めました。そして少し前ですけれども、核の共有ですか、そういうふうなことが国の政治家の中からも出てくると、そういうふうな話がございました。

今、現首相も非核三原則これは国是で今まで全会一致で決まってきた、この国是である非核三原則、これの見直しをしていくというふうな発言がちらちらと出てきて、その中の「持たず、作らず、持ち込ませず」の三原則のうちの持ち込ませずのところを

少し変えるような話があったりするわけなんですけれども、それはその核の共有論と一致する状況にあるかというふうに心配します。

この核の共有論ということで、もし日本に核兵器が持ち込まされて置かれた場合ですね、この戦争がアメリカとどこになるか分かりませんが始まった場合、集団的自衛権の立場から日本にある基地から、この核兵器が利用される、使われる、そういうふうな可能性も出てくるわけで、当然そうなりますと、日本が報復の対象になってくる。

報復というのは、アメリカの武器だからアメリカ本国には返されないそうなんですよね。その出発した基地とか港、そこが一番標的になってくるということで、大変危ないことになってくるわけであります。

そういうふうになってまいりますと、日本はいよいよ核戦争に巻き込まれていく。1945年の最終に広島、長崎に落とされた2発の原爆で30万人の方々が、命を奪われて、そしてその二世、三世がいまだに苦しんでおられると、こういうふうなことを考えた場合に、核兵器は二度と使われてはならない。日本被団協という団体が、昨年国連のノーベル平和賞ですね、ノーベル平和賞をいただきました。

こういうふうに、世界でもやはり核の問題をただしていかなきゃならないということから、ノーベル平和賞も選考される理由になったんではないかというふうに思いますけれども、何にしても、私たちはもう二度と核兵器による惨禍を経験してはならない。そういうふうなことから、何とんでもこの非核三原則「持たず、作らず、持ち込ませず」のこの三原則を今後とも堅持するように、国に対して意見を送っていきたい。そのようなことから提案したいと思います。

もう時間の都合上、私のほうから意見書を読み上げたいと思います。

非核三原則の堅持を求める意見書。

我が国は、戦争による唯一の被爆国であり、「核兵器を持たず、作らず、持ち込ませず」の非核三原則を国是として堅持している。国会でもこれを何度も確認し、国際的にも核兵器不拡散条約（NPT）に基づき核兵器の製造や保有を禁止している。

しかし近年の国際情勢では、核兵器の脅威が増す中、我が国の国会議員の中にも核保有を認める非核三原則の見直しや核共有論の動きが現れている。これらの動きは、核兵器廃絶と恒久平和を希求する我が国の立場に反することはもとより、「非核・平和自治体宣言」をしている本町の理念と相いれないものであり断じて容認できない。

我が国は、唯一の被爆国として、核の使用や威嚇、核共有に断固反対する使命があり、多くの国民が非核三原則を支持している。これを破棄することは、NPT脱退を意味し、国際的信用を喪失することとなり、世界から経済的、外交的孤立が避けられないことは明白である。

北東アジアの軍拡競争を招き、我々の平和と安定が損なわれるとともに、核保有のコストは莫大なものとなり国民生活に多大な損害を及ぼす懸念が増大する。

よって本議会は政府に対し、以下を強く要請する。

- 1、非核三原則を堅持し、核兵器の廃絶に向けた主導的な役割をはたすこと。
- 2、核兵器の人道的危険性を国内外へ広く伝え、核軍縮への努力を続けること。
- 3、地球規模の平和と安全のため、核兵器禁止条約など国際的枠組みへの積極的な参加を促進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年12月

和歌山県紀美野町議会議長 七良裕 光

提出先は、下にあるとおりであります。

どうか、皆様方の御支援、御賛同を心からお願い申し上げまして、提案とさせていただきます。

(11番 美濃良和 降壇)

○議長(七良裕 光) 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

2番、中原和也議員。

(2番 中原和也 登壇)

○2番(中原和也) それでは質疑させていただきます。

我が国の国会議員の中にも、核保有を認める非核三原則の見直しや核共有論の動きが表れているということになっておりますが、国会議員何名の方がそのような動きをされているのかお聞きしたいです。また、非核三原則は法律ではなく、政策方針にすぎないと理解していますが、提出者はこれを法的拘束力を持つものと位置づけているのか。あるいは慣習的な方針として捉えているのか。どちらでしょうか。

よろしく申し上げます。

(2番 中原和也 降壇)

○議長(七良裕 光) 11番、美濃良和議員。

(11番 美濃良和 登壇)

○11番(美濃良和) 中原議員の御質疑にお答えしたいと思います。

何人の国会議員が言うてるんかということについては、申し訳ないんですけども、数を申し上げることはできません。ちょっと不勉強でございます。ただ首相も、この非核三原則について変えることについて、言われたというふうに記憶しております。

それから、もう一件は、この非核三原則は法律ではありません。国是ですね。国是というのは、非核三原則というのは、国の基本方針として堅持していることで、これは1967年の佐藤栄作首相の国会答弁から始まって、1971年には国会決議で全会一致で確認され、そして平和憲法と原子力基本法に基づく日本の核政策の根幹となっており、こういうふうに受け止めております。

(11番 美濃良和 降壇)

○議長(七良裕 光) 2番、中原和也議員。

○2番(中原和也) それでは、続いてですけども、日本はアメリカ軍に守っていただいているということが実際あります。ほとんどの米軍基地が沖縄にあり、そこで日本の安全保障が保たれているというふうに考えることができます。

また、非核三原則を堅持したとしても、現状日本は米国の核の傘に依存しております。提出者はこの事実をどう評価し、それでも、なお三原則の堅持が抑止力の観点から適切だと考える根拠をお示しいただけますか。

○議長(七良裕 光) 11番、美濃良和議員。

○11番(美濃良和) 日本はアメリカの核の傘の下にあるというふうによく言われます。そうではないんですよ。核の傘ということですけども、要するに、日本がその攻撃をするということがなければ、相手方は攻撃をすることはできないわけですよ。これは国際法でしたかね、国連のあれでしたか、そういうふうなことで、相手の国を勝手に攻めるということできないわけでありまして。

抑止論はかえって、そういうふうにすることによって大きな戦争になっていく。核を使わないまでも、何にしても戦争というのは、始まればどんどんと大きくなっていくということで、それはさせてはならない。どういうふうに政治家の活動としては、戦争をしないという立場の下で進んでいくことが大事かというふうに思うんです。

もう一件なんでしたっけ。すみません、もう一件は。

○議長(七良裕 光) 2番、中原和也議員。

○2番（中原和也） 最後に、堅持の宣言は理念として理解できますが、実効性として安全保障にどのように寄与するのか、具体的に根拠をお示しいただけますか。

○議長（七良裕 光） 11番、美濃良和議員。

○11番（美濃良和） 安全を守るということについて、どうしていくかということでしたかね。

今、我々考えてとか、特に見てたら分かるんですけども、ロシアがウクライナに実質攻めて行ったわけですよ。あとパレスチナの問題ですね、イスラエルがガザに、これはハマスが先に手を出したといえども、そういうふうな事情から、もうまさに虐殺というふうな状況になって大きな問題になっています。

ですから、この小競り合いとか始まればこれは大きくなっていくと、そして、なかなか収まらないというふうなことであって、いかに戦争しないのかと、そういうことが一番の問題かというふうに思うわけでありまして。今、国際法とか、国連憲章とか、そういう中で勝手に攻めてはならない、このところを堅持する。

それから、今最近特に言われているのが、高市首相が言われた台湾問題ですね。台湾問題についても、1972年というのは日中国交正常化、田中角栄さんが中国へ行って、当時の周恩来首相と話し合っ、さきの戦争について、もう終わるということを話し合っ、そうして中国から補償も要らないということ言ってもらって、その後、両国にそれぞれの国の大使館を置いて、そこに人も配置すると、こういうふうなことから始まりました。

そのときに、これからさらに進めていこうということで、1978年、その6年後ですね、日中平和友好条約というのは結ばれています。その日中平和友好条約の中に、台湾はもう中国のものなんだよということがあって、そうして、それについて日本のほうもそれを認めていると。今言うてる中国と台湾はまた違うんだから、中国が攻めてくるということ自体がおかしいわけで、こういうふうに尖閣諸島にしても、それからいろいろもろもろの問題にしても、これは、やはり理詰めで話を進めてもらう、そういうことを今まで日本の外交の課題としては非常に弱かった。

それが基で、いろいろごたついたりもしているわけでございますけれども、基本的に外交官というのはその立場で口頭というんですか、この話合いですね、そして理路整然というんですか、そういう立場で物事を進めていくことによって、戦争を始めない。小競り合いをさせない。すればすでに日本の若者がひどい目に遭うと。そういうことにつ

ながっていくわけですね。

だから小競り合いや戦争や小さな戦争や、そんなものは決して私たちは許してはならないのではないのでしょうか。日本の若者の命を守るといふ、そういうふうな観点から、国の施策も進めていってもらおう。我々はそれを国民の立場から意見を申し上げ、また応援するということが必要かというふうに思います。

○議長（七良裕 光） ほかに質疑ありませんか。

3 番、桐山尚己議員。

（3 番 桐山尚己 登壇）

○3 番（桐山尚己） では、提案者に質疑をいたします。

非核三原則を堅持することによって、平和が実現できるというふうに思っている根拠を明確に述べていただきたいとします。

さらに、先ほど同僚議員の質疑に対する答弁の中に、国際社会では勝手に他国を攻めることはできないんだと、そういうルールがあるんだということで、それがあれば安心だというふうに受け取れるような発言がございましたが、それではなぜウクライナはロシアの攻撃を受けたんですか。なぜ戦争が始まって、それが今も続いているんですか。現実とは全く違う方向に動いているということですが、これをどのように説明されるのか、御答弁をお願いします。

（3 番 桐山尚己 降壇）

○議長（七良裕 光） 11 番、美濃良和議員。

（11 番 美濃良和 登壇）

○11 番（美濃良和） 今、御質疑をいただきました。我々はそれでは戦争やっつえんかということになってくるんですね。まず、その攻められるということについてはどうであるのか。何をもって攻めるのか。日本がけしからんことを相手の国に対してしたとか、あるいは、何らかの、何というんですか、相手が攻める理由があればということになるんでしょうけれど、その日本がそういうふうな理由をつくらない限り、相手は攻めることができないわけですね。

先ほど言いましたように、国連憲章とか国際法ですね。国連憲章については残念ながらアメリカや中国、ロシアというあれありますよね、有力な常任理事国ですね。そのところの反対をする者があれば、残念ながらというふうなところもありますけれども、それについて、今後も変わっていくというふうに思います。今、世界の国が相当だんだ

ん増えてきている。昔の植民地やったところが独立してどんどん新しい国になっていく中で、だんだんと常任理事国というふうなことが、勝手にしていいのかというふうなことにもなってくるかというふうに思います。

何にしても、やってることがいいかどうか。今、国際裁判所ですか、ネタニヤフ、イスラエルの首相とかロシアのプーチン大統領とか、そのことについては、かなり厳しい裁判、国際的なところで罪というんですか、あれがされてきてるかというふうに思います。

何にしても、我々は他の国々と仲よくしていくということが一番大事なことであるかと思うんですね。中国ともそういうようなことで、日中平和友好条約が結ばれて、両国が相互尊重、内政不干渉というふうな平和五原則を基礎として、現在武力不行使や経済文化交流などの促進などを確認して進めている。こういうふうに、多くの国々と平和的にやっていこうということについて、しなければならないんじゃないかというふうに思いますね。

アジアではASEANという10か国、この国々が今物事の話合いは徹底して、話合いで解決しようということで、カンボジアとかミャンマーとか、そういうややこしいと言ったら失礼なんですけれども、いろいろ問題のあった国でありましたけれども、今はもう話合いで解決すると、そういうふうなことで1年間にまさにもう何百回を超える、そういうふうな話合いをしながら、戦争をせずに解決しているそうであります。

このASEANのような、そういう組織を世界的にもっとどんどんと広げていく。少なくともアジアでは全アジアが入って、そういうふうな枠組みをつくって、お互いの話合いを徹底する。向こうへ行ったら、これはもう当たり前なんだよということになってみたいですね。そういう物事が起こったら話合いで解決する。それが当たり前の世界、国々にして、そして戦争しない。絶対に若者の命を奪わせないという、そのところの基本を私たちはまず考えなければならないと思います。

私はそういうふうなことを思いまして、この提案をさせていただいたんですけれども、よろしくお願ひしたいと思います。

(11番 美濃良和 降壇)

○議長(七良浴 光) 3番、桐山尚己議員。

○3番(桐山尚己) 話合いで、国際紛争が防げるのであれば、話合いで戦争が防げるのであれば、世界は現状のような状況にはなっていないはずであります。

国連の話が出ましたので触れますけれども、国連というのは、英語でUnited Nations、日本がいつの間にか国連、国際連合、国際連合というふうに呼んでおりますが、英語では以前からUnited Nationsです。United Nationsというのは、第二次世界大戦時において、我々日本国と敵対していた連合国と、そういう意味であります。連合国を指します。連合国がそのまま残って国連という形で、今続いているわけであります。

その国連憲章の中には、旧敵国である日本をはじめとした、いわゆる枢軸国ですね、そういった旧敵国が何か不穏な動きがあれば、それはどのようにでも解釈できるわけですが、自国に不都合なことであれば、そういうふうにならなくて解釈できるわけですが、そういうことがあれば、旧敵国を攻撃してもよいと、そういう旧敵国条項というのがいまだに残っております。

美濃議員が以前提出された、ロシア・ウクライナ戦争に関するロシア非難の意見書、これは私はその内容に賛同できないということで棄権をいたしました。日本はあの日、ロシアと良好な関係を築く途中でありましたが、ロシアとウクライナの歴史的な背景、様々な国際情勢、そのバックグラウンドをほとんど深く考えることもなく、知ることなく、ロシアを非難するという行動に出ました。

それがロシアにとっては、日本がロシアに対して敵対的な行動を取っていると取られてもおかしくないわけです。旧敵国条項に照らし合わせれば、ロシアはいつでも我が日本国を攻撃してきてもおかしくないわけでありまして。ロシア側にしてみれば、日本がロシアを挑発したと取ってもおかしくないわけでありまして。

その点についてはいかがお考えですか。

○議長（七良 光） しばらく休憩します。

休 憩

（午前 11 時 56 分）

再 開

○議長（七良 光） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前 11 時 57 分）

○議長（七良 光） 3 番、桐山尚己議員。

○3 番（桐山尚己） ちょっと逸脱したようですので、ただいまの質疑は撤回いた

します。

では、非核三原則を堅持することによって平和が実現できるのかという質疑に対して、ちょっと私の納得いくような答弁が得られませんでしたので、再度この観点から質疑をさせていただきます。

核兵器の製造技術が、もうこの世の中には存在しております。消そうと思っても消せないわけです。そういう技術が存在している中で、一時的に核兵器が仮にですよ、私は無理だと思いますけれども、仮に核兵器が廃絶されたとしても技術が残っている以上、いついかなるときも、どのような存在が核兵器を再度開発して使用することになるのかということは、誰にもコントロールできないことだと思います。

そういったことも含めて、非核三原則が平和を実現するというふうに主張されるわけでしょうか。

○議長（七良裕 光） 11番、美濃良和議員。

○11番（美濃良和） 私が申し上げてるのは、非核三原則が今一番三原則のうちの持ち込ませずと、当然日本で核兵器をつくるというのは、この日本の世論が許さんわけですよ。この唯一の戦争被爆国である日本が、こういうふうにある中で、たくさんのいまだに二世、三世の方々が苦しんでおられると、そういうふうな状況にあるわけで、持ち込ませずというところで、日本に核兵器があった場合どうなるのか。

今、10年前の平和安全基本法ですか、あの法律が無理やり通されて、集団的自衛権というのがまさに進められることになってきたわけですよ。それまでは攻撃がされたときだけ日本は反撃する、でしたけども、今は集団的自衛権のところが大きな問題になってきている。それがその高市発言につながってきてるかというふうに思うんですけども。日本に核兵器があった場合どうするのかと、そのときに集団的自衛権でアメリカが、今一番言われてるのが、名指しになったのが中国との問題ですけども、そことその戦争を始めた場合に、日本が集団的自衛権で日本も一緒になって戦争に加わっていく。それも核戦争について加わっていけば、もう日本は大変なこの反撃による犠牲を負うことになる。

ですから、そのためにそれをやらせないためにも、やはり日本に核兵器を置いてはならないというのは、今、この憂う方々がたくさん核兵器三原則の堅持を求めたいと、求める、そういうことを国に求めているわけであります。

そういうことでよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（七良浴 光） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（七良浴 光） これで質疑を終わります。

これから発議第3号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

1番、徳田拓嗣議員。

（1番 徳田拓嗣 登壇）

○1番（徳田拓嗣） 紀美野町非核・平和自治体宣言として、平成30年9月11日付の宣言があります。その内容といたしましては、世界の恒久平和と安全確保は、人類共通の願いであります。しかしながら、地球上には核兵器が存在し、人類の生存に大きな脅威を与えています。紀美野町の緑豊かな美しい郷土を守り、平和な未来を子どもたちに引き継ぐのは私たちの責務であります。私たち核被爆国の国民として、核兵器の廃絶と戦争のない社会の実現を強く訴え、命と平和の大切さを深く認識し、ここに紀美野町を「非核・平和自治体宣言の町」とすることを宣言します。

この発議第3号は、この意見書案は必要ではないと思います。

以上でございます。

（1番 徳田拓嗣 降壇）

○議長（七良浴 光） 賛成討論ありませんか。

6番、埴谷高夫議員。

（6番 埴谷高夫 登壇）

○6番（埴谷高夫） 今の反対の意味が分かりません。理論矛盾も甚だしいと思います。反論するあれもないのですけれども、私は賛成の立場から討論いたします。

非核三原則、核兵器を「持たず、作らず、持ち込ませず」というのは、美濃議員もおっしゃったように1967年に、佐藤栄作首相が国会で表明し、その後国会決議として満場一致で採択され、今日まで日本の国是として位置づけられてきました。何度も何度も国会でこれは確認されてきたことです。全会一致で確認されてきました。

しかしながら、今回初めて高市首相は、現在持ち込ませずの原則が政策上の障害になるとして、非核三原則を二原則に改める方向性を示唆しています。確かに過去には、米軍による核持込みを日本政府は秘密協定で黙認してきた事実が指摘されており、公式には否定されておりますけれども、実質的に米軍が核兵器を持ち込める状態にありました。

重要なのは、これらの核持込みが日本防衛のためではなかったという点です。米空軍は日本を前進基地とし、1967年12月から1968年2月にかけて、ベトナム戦争のケサン攻防戦で原爆使用を検討していたことが明らかになっています。日本が核戦略の位置下に組み込まれていた事実は重く受け止めなければなりません。

だからこそ、今、私たちが検討すべきは非核三原則の見直しではなく、非核三原則法制化による明確な拘束力の付与です。秘密協定や政治判断の余地を残すのではなく、国是として原則法的に担保すべき段階に来ています。

もちろん北朝鮮や中国の軍事動向は看過できませんから、中国の覇権主義的な行動、尖閣諸島周辺での威圧行動、台湾への武力侵攻の可能性など、断じて容認できないものです。しかし、だからと言って軍事力の応酬になれば、軍拡競争等国民負担の増大を招くだけです。来年度は所得税の増税、軍事費の増大に対して、所得税増税が俎上に上っています。国民負担の限りない増大というのが待っているわけです。

紛争の平和的な解決は、国連憲章、国連海洋法条約が定める国際原則であり、冷静で包摂的な外交努力こそが現実的な解決策です。専守防衛を打ち出し、いわゆる敵基地攻撃力を持つという発想は、当時の田中角栄首相が述べた相手基地を攻撃することなく、国土及び周辺で防衛を行うという我が国の基本方針を明確にことにします。矛盾します。

世界で唯一の戦争被爆国である日本こそ、核兵器のない世界の実現を先導すべきです。核兵器禁止条約への批准は、その先頭に立つ意思、決意を世界に示すものとなります。紀美野町においても毎年、町長、議長が賛同し核兵器廃絶を目指す運動を推進しています。この地方からの積み重ねこそ、国の姿勢を動かす力になります。

質疑の中で、理念は理解できる、質疑者も理解できるということをおっしゃいました。それならば、なおさら今必要なのは非核三原則を弱めることではなく、非核三原則の強固な枠組みとして法制化し、この日本が核廃絶の先頭に立つべきだと私は思います。

ちょっと議論がありましたので、非核三原則自体が平和を担保するというようなことはありません。はっきり言って、それは当然です。私たちは、核兵器の問題と通常兵器の問題は分けて考えるべきだと思っております。通常兵器の削減ももちろん進めなければなりませんけれども、核兵器といたら人類が絶滅するような問題ですから、それは分けて考える必要があると私は思います。

非核三原則は平和の担保でも何でもありませんけれども、もっと大きな問題を言えば、人類の平和、地球の平和ということの観点から、核兵器の廃絶を求めるものであり、三

原則の堅持、この日本が三原則を堅持して、そして世界に広めていくことこそ、平和を希求するという課題に合致するのではないかと思います。

よって、この案に賛成をいたします。

(6番 埴谷高夫 降壇)

○議長(七良浴 光) 反対討論ありませんか。

2番、中原和也議員。

(2番 中原和也 登壇)

○2番(中原和也) それで反対の立場から討論を行います。

まず申し上げたいのは、日本の非核三原則は政策上の方針であり、法律として条文化されたものではないという点です。それにもかかわらず、本意見書は、未来永劫国是とするかのように固定化し、今後の防衛議論を封じる効果を持つと言わざるを得ません。我々が守るべきは、非核三原則ではなく、自由で現実的な国防議論ができる民主主義だと考えます。国際安全保障環境は変化し、核共有という枠組みも議論されています。これは未来の課題であり、今日議場で結論を縛るべきではありません。

誤解なきよう申し添えます。私は完全に否定しているわけではありません。その歴史的役割を認めつつ、政策の柔軟性を持つことが健全です。国際法や核抑止という高度専門領域について、地方議会が未来永劫の禁止を宣言することは、地方自治の範囲を逸脱します。本来の役割は、議論の自由を守ることです。我々が今判断している本質は、政策の内容のよしあしではなく、未来の議論を閉ざしてよいのかということです。

民主主義と地方自治の精神に反しますので、私は本意見書案に反対いたします。

(2番 中原和也 降壇)

○2番(中原和也) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(七良浴 光) 反対討論ありませんか。

3番、桐山尚己議員。

(3番 桐山尚己 登壇)

○3番(桐山尚己) では、非核三原則の堅持を求める意見書案に対する反対討論を行います。

まず最初に、私は日本国民として、そして地球人として、日本のそして全世界の恒久平和と全人類の人権の尊重と幸福の実現を心から希求するものであります。しかしなが

ら、これらを実現するに当たって、非核三原則がどれだけの実効性を発揮するのか、甚だ疑問を感じております。

北朝鮮、中国、ロシアという核兵器保有国に囲まれている日本が、そのような国々との戦争を避けるにはどうしたらよいのでしょうか。北朝鮮は50発、中国は500発、ロシアは5,000発を超えるような核弾頭を有していると言われていています。果たして、非核三原則を守っていれば、こうした国々との戦争は避けられるのでしょうか。日本が再び歯向かってこないよう、GHQに押しつけられた平和憲法を死守していれば、戦争は避けられるとでもいうのでしょうか。国際政治の現場はそのような甘いものではありません。

かつて存在した東トルキスタン共和国やチベット国は、強大な軍事力を持っていなかったがゆえに、中国共産党政権の侵略を受け、ついには1950年代に中国に併合されてしまいました。そして現在は、新疆ウイグル自治区、チベット自治区として、様々な弾圧に苦しむ結果となっています。それらの国々はもう今は国として存在していないという厳しい現実があります。日本は、戦後日本に平和憲法を強いたアメリカの核の傘に守られて、自国を防衛してまいりました。

しかし、この日米同盟を基にしたアメリカの核の傘が、今後も未来永劫期待できるのでしょうか。自らで自らを守るという本来のあるべき姿を本気で考えることもなく、このまま年月を重ねていってもよいのでしょうか。アメリカに悪の枢軸とまで言われた北朝鮮は、核兵器を保有することによって生き延び、核兵器を保有していなかったイラクは、大量破壊兵器を保有していると言いがかりをつけられ、それを理由にアメリカに攻め込まれ、最終的に国をずたずたにされてしまいました。しかし、後になってイラクが大量破壊兵器を保有していなかったことが、明らかになっています。

日本に対する中国共産党政権の野心は、年々大きくなるばかりであります。尖閣諸島周辺の日本領海侵犯は年々ひどくなる一方で、台湾有事は、日本有事とはまさにそのとおりであります。尖閣諸島や沖縄にまで侵略してくる可能性が高いというふうには指摘をされています。

そのような事態を避けるに当たり、核保有国であるのとないのとでは、どちらが抑止力があるのでしょうか。核保有は戦争を起こすためのものではなく、逆に戦争を防ぐために必要であると主張する軍事専門家も多く存在します。多くの純粋無辜な国民を北朝鮮に連れ去られたまま、何十年間もなすすべがないのはなぜでしょうか。核兵器を保有

する北朝鮮が核兵器を持たない日本の言うことを聞くはずがないのは、当然と言えば当然ではないでしょうか。

安倍政権時にロシアとの関係が改善していたにもかかわらず、ロシアとウクライナの間で戦争が起こった際、日本はその背景を深く知りもせず、あるいは考えもせず、ロシア制裁に踏み切りました。これはロシアに対してけんかを売ったに等しいことでありました。核保有国であるロシアに、核を保有していない日本がけんかを売ってどうするのでしょうか。

国連、国際連合は、かつて連合国と呼ばれていて日本はその敵国でありました。国連憲章には、いまだに旧敵国条項が残っていて、国連加盟国は旧敵国である日本に対し、国連安全保障理事会の合意がなくとも、軍事行動を取り得るとされています。ロシアにけんかを売った日本に対して、ロシアが国連の旧敵国条項を根拠に戦争を仕掛けてきても、国連加盟国はそれを阻止できません。

日本を取り囲む核保有国3か国との関係が良好とは言えない現状下において、日本がわざわざ非核三原則を堅持することの意義は何なのでしょう。本当に平和を望むのなら、冷徹に現実を直視し、まずは戦争を起こさせないための現実的な策を講じる必要があるのではないのでしょうか。

韓国の核シェルター普及率が人口比で100%を超える一方で、我が国は僅か0.02%と言われています。実質ゼロです。核兵器を持たないのに、何の核兵器攻撃対策もしてこない、していない。これが我が国日本であります。核を保有する、あるいはアメリカとの間で核シェアリングをするといったところまで踏み込む必要はないと思いますが、まずは少なくとも、核を保有する選択肢を放棄しないと宣言することが、一定の抑止力になることは間違いありません。

日本は原子力発電で培った技術と技術者を有しており、短時間で核開発が可能な力を有しているからであります。世の中に核兵器とその技術が存在する限り、既に数多く存在する核保有国が、自己防衛及びその他理由により核兵器を放棄することは、あり得ないと考えます。

我々日本人が真に平和を愛し、希求するのであれば、非核三原則にこだわらない新たな方向性を見だし、国策として検討する時期が既に到来していると確信するものであります。

以上の理由により、本意見書案に反対いたします。

(3番 桐山尚己 降壇)

○議長 (七良裕 光) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (七良裕 光) 反対討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (七良裕 光) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (七良裕 光) 議案提出者は、討論しないと申合せを行っております。

これで討論を終わります。

これから、発議第3号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(起立少数)

○議長 (七良裕 光) 起立少数です。

したがって、発議第3号は否決されました。

◎日程第22 議員派遣の件

○議長 (七良裕 光) 日程第22、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

議員の派遣については、お手元に配付のとおり、派遣することにしたいと思えます。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (七良裕 光) 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件については、お手元に配付のとおり、派遣することに決定しました。

◎日程第23 閉会中の継続調査の申し出について

(総務文教常任委員会)

(産業建設常任委員会)

(議会運営委員会)

(議会活性化特別委員会)

(議会広報特別委員会)

○議長（七良浴 光） 日程第23、閉会中の継続調査の申し出について、議題と
します。

総務文教常任委員会、産業建設常任委員会、議会運営委員会、議会活性化特別委員会
及び議会広報特別委員会の委員長から、会議規則第75条の規定により閉会中の継続調
査の申し出があります。

お諮りします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（七良浴 光） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しま
した。

以上で、本日の日程は、全部終了しました。

お諮りします。

本定例会に付された事件は、全て終了しました。

したがって、会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（七良浴 光） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は、本日で閉会することに決定しました。

閉 会

○議長（七良浴 光） これで、本日の会議を閉じます。

令和7年第4回紀美野町議会定例会を閉会します。

（午後 0時24分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和7年12月10日

議 長 七良浴 光

議 員 埴 谷 高 夫

議 員 美 野 勝 男